



世界高配当株セレクト（目標払出し型）

毎月決算・為替ヘッジなしコース／毎月決算・為替ヘッジありコース

追加型投信／内外／株式

目標払出し額（分配金）の更新に関するお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、「世界高配当株セレクト（目標払出し型）」の各コースの目標払出し額（分配金）を下記のとおり更新いたしますので、ご連絡申し上げます。

記

毎月決算の各コースにおける目標払出し額（分配金）および適用期間

コース名	<更新前> 2024年1月～2024年12月		>	<更新後> 2025年1月～2025年12月	
毎月決算・為替ヘッジなしコース	75円程度			72円程度	
毎月決算・為替ヘッジありコース	47円程度			42円程度	

※目標払出し額（分配金）は1万口当たり、税引前。

以上

- 上記の目標払出し額は分配金として払い出される目標額です。
- 上記の額は、各コースが投資する外国投資信託から受け取る分配金に応じた額をもとに委託会社が設定した期間の課税前の目標払出し額であり、投資収益とは直接関係なく決定されるものです。したがって、分配金の一部または全部が実質的に投資元本の払い戻しにより充当されることがあります。
- 上記の目標払出し額は、予想にもとづくものであり、掲載した額のお支払いを保証するものでなく、各コースにおいて一定の利回りを保証するものではありません。また、分配金の水準は、各コースの投資収益率を示すものではありません。

- 各コースは、外国籍の投資信託証券を通じて、主として日本を含む世界の株式に投資をしますので、市場環境、組入有価証券の発行者に係る信用状況等の変化により基準価額は変動します。このため、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。
- 各コースでは、実質的に投資元本を払い戻すことにより、投資成果にかかわらず定期的な分配実施を可能としています。したがって、投資収益が十分に得られていない場合や投資損失がある場合には、分配金の大部分あるいはすべてが実質的に投資者のみなさまの投資元本から払い戻されることになります。投資信託への投資で得られる収益や損失は基準価額に日々反映されており、投資者のみなさまが分配金を受け取った場合はその金額相当分、保有する投資信託の基準価額は下落します。

P8の「当資料のお取り扱いについてのご注意」をご確認ください。

ファンドの特色(くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)

1. 主として投資信託証券への投資を通じて、日本を含む世界の高配当株投資戦略の運用成果を反映するクロッキー高配当世界株指数(以下「高配当株戦略指数」といいます。)から得られる総合収益の獲得を目指して運用を行います。

◆各コースは、ケイマン諸島籍の以下の外国投資信託と国内投資信託「国内マネー・マザーファンド」(運用：いずれもアセットマネジメントOne株式会社)を投資対象とするファンド・オブ・ファンズの形式で運用を行います。

ファンドの正式名称	投資対象とする外国投資信託
世界高配当株セレクト(目標払出し型)毎月決算・為替ヘッジなしコース	シンコウ・グローバル・エクイティ・ファンド(アンヘッジド)
世界高配当株セレクト(目標払出し型)毎月決算・為替ヘッジありコース	シンコウ・グローバル・エクイティ・ファンド(JPYヘッジド)

※シンコウ・グローバル・エクイティ・ファンド(アンヘッジド)およびシンコウ・グローバル・エクイティ・ファンド(JPYヘッジド)を総称して「エクイティファンド」という場合があります。

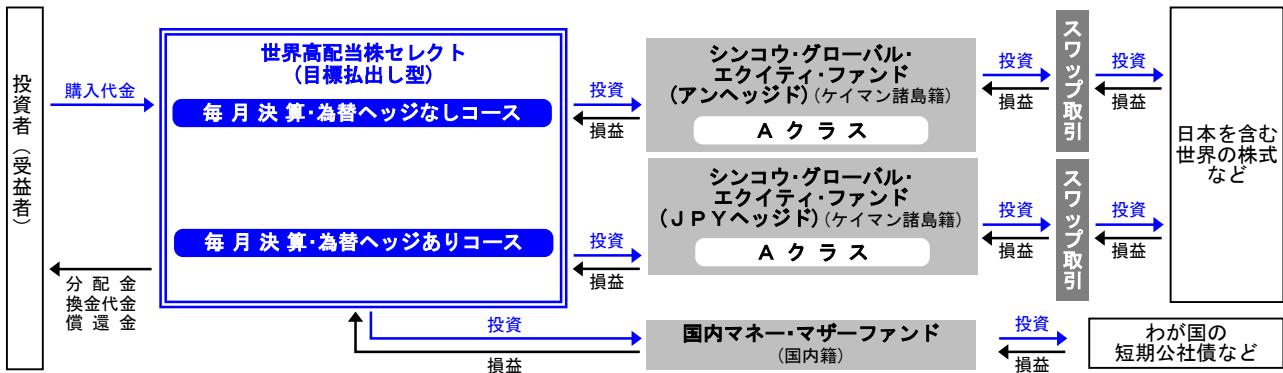
◆ドイツ銀行ロンドン支店を取引相手とする担保付スワップ取引により、エクイティファンドは以下の指数に実質的に投資します。

シンコウ・グローバル・エクイティ・ファンド(アンヘッジド)・・・「高配当株戦略指数(円ベース)」

シンコウ・グローバル・エクイティ・ファンド(JPYヘッジド)・・・「高配当株戦略指数(円ヘッジ・ベース)」

※高配当株戦略指数については投資信託説明書(交付目論見書)3～4ページをご覧ください。

◆各コースにおける各投資信託証券への投資割合は、資金動向や市況動向などを勘案して決定するものとし、エクイティファンドの組入比率は、原則として高位とすることを基本とします。



2. 分配を通じて運用資産の一部を定期的に払い出します。

◆分配金は投資収益に基づくものではなく、所定の分配率が定期的に適用されるエクイティファンドからの分配金に基づく額を目標とします。エクイティファンドは、運用資産を払い出す仕組みを有することから、各コースの分配金の一部または全部が実質的に投資元本の払い戻しにより充当されることがあります。

※運用状況により分配金額は変動します。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆あるいは保証するものではありません。

目標払出し型ファンドのポイント	①投資損益の多少にかかわらず分配金として運用資産を払い出します。 ②払出し額の目標値を提示します。 ③目標値は定期的に見直します。
-----------------	---

3. 為替ヘッジの有無に応じて2つのコースからお選びいただけます。

◆各コース間においてスイッチングができる場合があります。

※スイッチングのお取り扱いの有無などは、販売会社により異なります。また、販売会社によっては一部のコースのみのお取り扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社でご確認ください。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

高配当株戦略指数の狙い

各コースが実質的に投資する高配当株戦略指数はドイツ銀行グループが開発した『クロッキーモデル』を活用して選定された銘柄からなる株価指数です。構成銘柄の選定においては、「大型株」「高配当」「上昇余力」に着目し、配当に加え、株価の上昇による収益の獲得を目指します。

『クロッキーモデル』とは、国や地域、業種を越えた株式分析を目指した株式分析手法です。具体的には、客観的なルールに基づいて会計データを経済実態に沿ったデータに再構築し、分析を行います。高配当株戦略指数は、その分析結果を利用して高配当かつ株価の上昇余力があると判断される世界の大型株を選定します。

各コースの分配方針(くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)

原則として、毎月25日(休業日の場合は翌営業日。)の決算時に、分配を行います。
 各コースの分配金の決定にあたっては、投資先のエクイティファンドから支払われる分配金に基づいた額を払い出すことを目標とします。なお、目標として掲げる払出し額は、現金・その他資産も保有することによる受取分配金の減少や運用管理費用(信託報酬)などの費用を考慮し、目標額決定時の基準価額に対して所定の率(1.2%(年当たり14.4%))を乗じて得た額を上限とします。
 各コースの目標払出し額は、毎年12月に決定され、その適用は翌年の1月からとなります。

◇運用状況により分配金額は変動します。将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

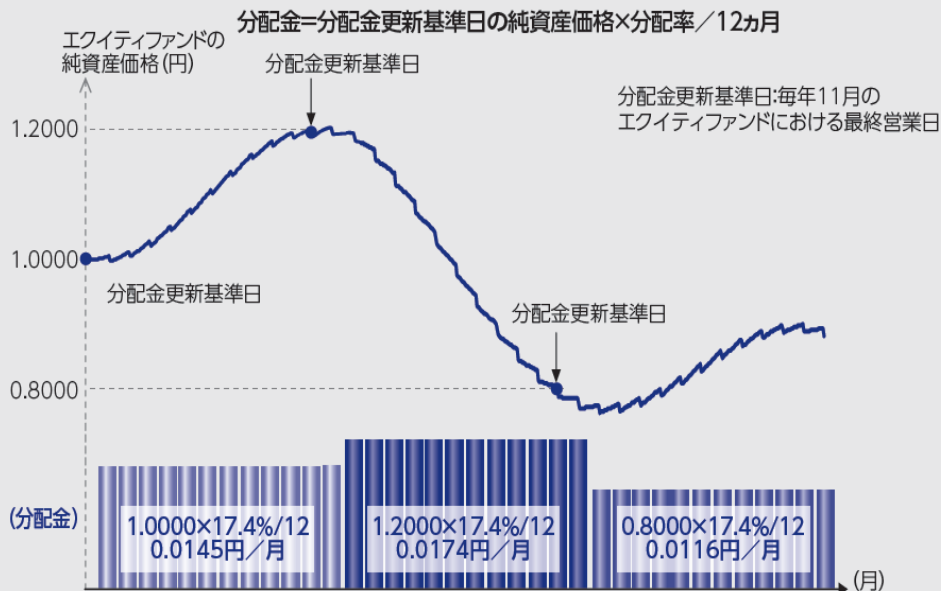
投資先のエクイティファンドの分配方針について

- 投資先のエクイティファンドの分配金は、投資収益に基づくものではなく、原則として、1年ごとに到来する特定日(以下「分配金更新基準日」といいます。)の純資産価格に所定の分配率(年当たり17.4%)を乗じて得た額としてその1口当たり分配金が決まります。分配金が支払われると純資産価格は下がります。投資収益が十分でない場合に分配を行うと、エクイティファンドならびに各コースにおいては分配金の一部または全部が実質的に元本の払い戻しとなることがあります。その場合、エクイティファンドの純資産価格ならびに各コースの基準価額が大きく下落することがあります。

投資先のエクイティファンドの分配イメージ

(くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)

エクイティファンド



各コース



※上記はイメージ図であり、将来のエクイティファンドの純資産価格、分配金の支払い、またはその金額について示唆あるいは保証するものではありません。

※各コースはエクイティファンドを高位に組み入れますが、現金・その他資産も保有することによる受取分配金の減少や運用管理費用(信託報酬)などの費用を考慮した内部留保により、各コースの分配金の水準および基準価額の値動きと、エクイティファンドの分配金の水準および純資産価格の値動きは同一にはなりません。

※こうした分配の仕組みは、投資信託に関連する現時点の法令や税制などの諸制度を前提としています。今後、これら制度が変更された場合は、上記のような分配ができないことがあります。また、基準価額が大きく下落した場合などには、分配金額が変更になる場合があります。

収益分配金に関する留意事項

◆投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託から分配金が支払われるイメージ



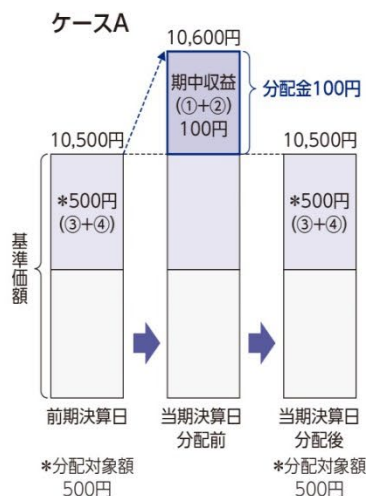
◆分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金額と基準価額の関係(イメージ)

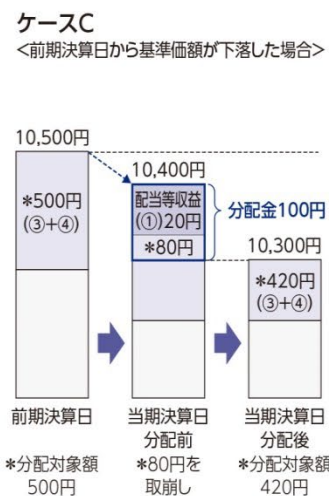
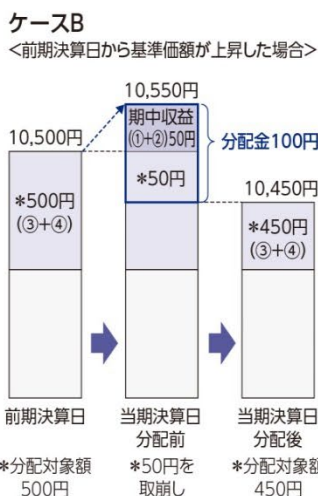
分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

①配当等収益(経費控除後)、②有価証券売買益・評価益(経費控除後)、③分配準備積立金、④収益調整金

計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合



計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



上図のそれぞれのケースにおいて、前期決算日から当期決算日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

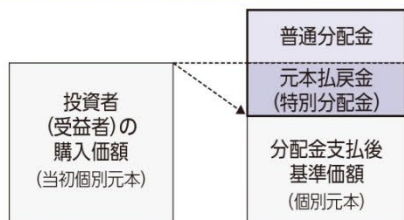
ケースA : 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差0円=100円
 ケースB : 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲50円=50円
 ケースC : 分配金受取額100円+当期決算日と前期決算日との基準価額の差▲200円=▲100円

★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、基準価額の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の基準価額の増減額」の合計額でご判断ください。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではないのでご注意ください。

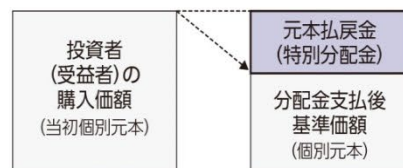
◆投資者(受益者)のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりの方が小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は、非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



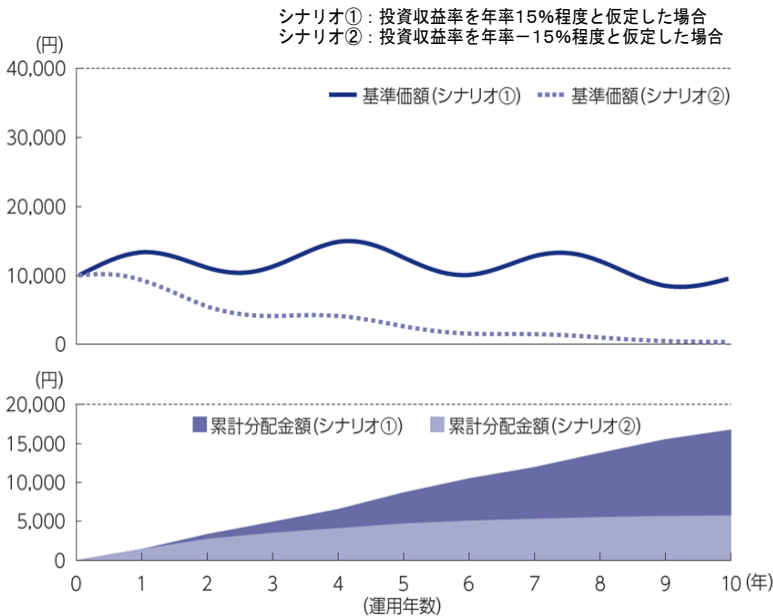
普通分配金 : 個別元本(投資者(受益者)のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金) : 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者(受益者)の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、投資信託説明書(交付目論見書)をご確認ください。

基準価額と分配金のイメージ図(くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)

- ◆分配金を多く受け取るほど基準価額はより大きく下落するので、投資環境にかかわらず換金代金または償還金は少なくなります。
- ◆好調な投資環境では、分配金を多く受け取るほど運用資産が少なくなるので再投資効果が減少し、結果として、分配金を全額再投資した場合の換金代金または償還金と比べて、その額は少なくなる傾向があります。また、投資収益が得られても、受け取る分配金よりも少ない場合には、基準価額は下落します。
- ◆投資環境が不振であると、分配金による基準価額の下落に投資損失が加わることで基準価額はさらに下落し、換金代金または償還金は当初の元本に比べて大幅に少ない額になることがあります。
- ◆投資者における実際の損益(課税前)は、すでにお受け取りになった分配金と換金代金(または償還金)を合算した額と、購入代金(購入時手数料を含む)の差額になります。



※左記の図は、各コースの基準価額と分配金の関係についてご理解いただくため、仮定の投資収益率のもと、各コースでエクイティファンドを常に100%組み入れ、運用管理費用(信託報酬)などのコストを控除せず、分配金相当額を全額分配した場合の基準価額と分配金のイメージを示したものです。実際の運用では、エクイティファンドを常に100%組み入れることはできませんし、運用管理費用(信託報酬)などの取引コストがかかります。また、エクイティファンドからの分配金相当額を全額分配金として払い出すわけではありません。

※投資者が受け取る収益分配時の普通分配金ならびに換金時の値上がり益および償還時の償還差益は課税対象となります。

※左記の各シナリオで仮定した投資収益率は、実際の投資成果とは何ら関係がなく、運用目標や予想される下限などを示すものではありません。実際の投資収益率は各シナリオで仮定した投資収益率を大幅に下回ることもあります。各シナリオ通りの投資収益率が最終的に実現した場合であっても、期間中の基準価額の動きや分配金は、イメージ図に示されているものと異なることがあります。

主な投資リスクと費用（くわしくは投資信託説明書（交付目論見書）を必ずご覧ください）

各コースは、投資信託証券への投資を通じて値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
また、投資信託は預貯金と異なります。

株価変動リスク	株式の価格は、国内外の政治・経済・社会情勢の変化、金利動向、発行企業の業績・経営状況の変化、市場の需給関係などの影響を受け変動します。一般に、株価が下落した場合にはその影響を受け、各コースの基準価額が下落する可能性があります。
為替変動リスク	外貨建資産は、為替相場の変動により円換算価格が変動します。一般に、保有外貨建資産が現地通貨ベースで値上がりした場合でも、投資先の通貨に対して円高となった場合には、当該外貨建資産の円換算価格が下落し、各コースの基準価額が下落する可能性があります。 なお、「毎月決算・為替ヘッジありコース」が主要投資対象とする外国投資信託では原則として対円で実質的に為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、円と投資対象通貨の為替変動の影響を受ける場合があります。為替ヘッジを行うにあたり、円金利が当該通貨の金利より低い場合には、その金利差相当分のコストがかかります。
カウンターパーティリスク	各コースの投資対象である外国投資信託は、スワップ取引の相手方(カウンターパーティ)となるドイツ銀行ロンドン支店(以下「ドイツ銀行」といいます。)に保有資産の大部分を証拠金として差し入れることで、高配当株戦略指数の投資損益をドイツ銀行から提供されます。外国投資信託は、ドイツ銀行が取引する高配当株戦略指数にかかる株式や為替予約取引について、何ら直接の権利を有しません。 ドイツ銀行は、証拠金とほぼ同額の現金を担保として外国投資信託に差し入れます。 ドイツ銀行が倒産などに陥った場合は当該担保をもって外国投資信託の債権保全を図りますが、担保が不足したり、運用の継続が困難となり将来の投資成果を享受できなくなる場合などがあることから、損失を被り、各コースの基準価額が下落する可能性があります。
流動性リスク	有価証券などを売買する際、当該有価証券などの市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合には、希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができない可能性があります。特に流動性の低い有価証券などを売却する場合にはその影響を受け、各コースの基準価額が下落する可能性があります。
信用リスク	有価証券などの発行体が業績悪化・経営不振あるいは倒産に陥った場合、当該有価証券の価値が大きく減少すること、もしくは無くなる可能性があります。また、有価証券の信用力の低下や格付けの引き下げ、債務不履行が生じた場合には、当該有価証券の価格は下落します。これらの影響を受け、各コースの基準価額が下落する可能性があります。
カントリーリスク	投資対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制、税制などの要因によって資産価格や通貨価値が大きく変動する場合があります。これらの影響を受け、各コースの基準価額が下落する可能性があります。
特定の投資信託証券に投資するリスク	各コースが組み入れる外国投資信託における各種関係法人の状況や業務上の判断が、各コースの運用成果や運営状況に影響を及ぼす可能性があります。また、外国投資信託を通じて各国の有価証券に投資する場合、国内籍の投資信託から直接投資を行う場合に比べて、税制が相対的に不利となる可能性があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

各コースへの投資に伴う主な費用は購入時手数料、信託報酬などです。

費用の詳細につきましては、当資料中の「ファンドの費用」および投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

お申込みメモ(くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)

購入単位	販売会社が定める単位(当初元本1口=1円)
購入価額	購入申込受付日から起算して4営業日目の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日から起算して4営業日目の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して9営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として営業日の午後3時30分までに販売会社が受付けたものを当日分のお申込みとします。
購入・換金申込不可日	申込日の翌営業日が以下のいずれかに該当する日には、購入・換金・スイッチングのお申込みの受付を行いません。 ・ニューヨークの銀行の休業日 ・ロンドンの銀行の休業日 ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ロンドン証券取引所の休業日 ・ユーロネクスト・パリ証券取引所の休業日 ・フランクフルト証券取引所の休業日 ・オーストラリア証券取引所の休業日 加えて、申込日から起算して3営業日目が以下のいずれかに該当する日にも、購入・換金・スイッチングのお申込みの受付を行いません。 ・ニューヨークの銀行の休業日 ・ロンドンの銀行の休業日
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金・スイッチングのお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金・スイッチングのお申込みを取り消す場合があります。
信託期間	2027年11月25日まで(2012年12月17日設定)
繰上償還	各コースが主要投資対象とするエクイティファンドが償還した場合または以下に掲げる事項の変更により商品の同一性が失われた場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)させます。 ・エクイティファンドの主要投資対象が変更となる場合 ・エクイティファンドの取得の条件または換金の条件について、投資者に著しく不利となる変更がある場合 次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)することがあります。 ・各コースにおいて受益権の総口数が30億口を下回った場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認める場合 ・やむを得ない事情が発生した場合
決算日	毎月25日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	原則として、年12回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配(実質的に投資元本の払い戻しとなる分配を含みます。)を行います。 ※各コースのお申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。 各コースは、NISAの対象ではありません。 ※原則、収益分配金の普通分配金ならびに換金時の値上がり益および償還時の償還差益に対して課税されます。 ※税法が改正された場合等には、上記内容が変更となることがあります。
スイッチング	各コース間において乗り換え(スイッチング)ができる場合があります。 スイッチングの取扱いの有無などは、販売会社により異なりますので、詳しくは販売会社でご確認ください。 ※スイッチングの方法などは、購入および換金の場合と同様になります。また、購入時手数料は販売会社が別途定めます。

ファンドの費用(くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)

下記の手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。
※税法が改正された場合等には、税込手数料等が変更となることがあります。

●投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に、 3.85%(税抜3.5%) を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額となります。
信託財産留保額	換金申込受付日から起算して4営業日目の基準価額に 0.25% の率を乗じて得た額を、換金時にご負担いただきます。

●投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	・実質的な負担:各コースの日々の純資産総額に対して年率1.943%(税抜1.825%)程度 ※上記はエクイティファンドを100%組入れた場合の数値です。実際の運用管理費用(信託報酬)は、投資信託証券の組入状況に応じて変動します。 ・各コース:ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.298%(税抜1.18%) ※運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。 ・指数手数料:年率0.5% (注)エクイティファンドにおいて行われるスワップ取引においては、指数手数料として年率0.5%が当該スワップ取引の日々の評価額から差し引かれます。 ・投資対象とする外国投資信託:エクイティファンドの純資産総額に対して年率0.145%程度 (注)エクイティファンドの報酬には、投資顧問会社、受託会社、管理事務代行会社ならびに保管受託銀行への報酬が含まれます。ただし、これらの報酬の中には取引頻度に応じた額や最低支払額が設定されているものがあるため、当該投資信託における取引頻度や資産規模などにより上記料率を上回る場合があります。なお、最低支払額として、受託会社に対し年15,000米ドル、管理事務代行会社に対し年45,000米ドルが設定されています。
その他の費用・手数料	その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。 ・組入の有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・信託事務の処理に要する諸費用 ・外国での資産の保管等に要する費用 ・監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 等 監査費用は毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期末または信託終了のとき、その他の費用等は都度ファンドから支払われます。 ※投資対象とするエクイティファンドにおいては、有価証券等の売買手数料、監査報酬、弁護士費用および当初設定にかかる諸費用等がかかります。 ※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。

投資信託ご購入の注意

投資信託は、

- ① 預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
- ② 購入金額については元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- ③ 投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。

当資料のお取扱いについてのご注意

- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が作成した販売用資料です。
- お申込みに際しては、販売会社からお渡しする投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 投資信託は、主に国内外の株式、公社債および不動産投資信託などの値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替リスクもあります)に投資をしますので、市場環境、組入有価証券の発行者に係る信用状況等の変化により基準価額は変動します。このため、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益は全て投資者の皆さまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。
- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、同社が保証するものではありません。また掲載データは過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- 当資料における内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

◆ファンドの関係法人 ◆

<委託会社>アセットマネジメントOne株式会社
[ファンドの運用の指図を行う者]
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第324号
加入協会:一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会

<受託会社>株式会社りそな銀行
[ファンドの財産の保管および管理を行う者]

<販売会社>販売会社一覧をご覧ください

◆委託会社の照会先 ◆

アセットマネジメントOne株式会社
コールセンター 0120-104-694
(受付時間:営業日の午前9時~午後5時)
ホームページ URL <https://www.am-one.co.jp/>

販売会社（お申込み、投資信託説明書（交付目論見書）のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください）

○印は協会への加入を意味します。□印は取扱いファンドを示しています。

2024年12月26日時点

商号	登録番号等	日本証券 業協会	一般社団 法人日本 投資顧問 業協会	一般社団 法人金融 先物取引 業協会	一般社団 法人第二 種金融商 品取引業 協会	毎月決算・為 替ヘッジなし コース	毎月決算・為 替ヘッジあり コース
岡安証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第8号	○				□	
Jトラストグローバル証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第35号	○				□	□
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第67号	○	○	○		□	□
みずほ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第94号	○	○	○	○	□	□
大山日ノ丸証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長（金商）第5号	○				□	□
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第140号	○	○	○	○	□	
東洋証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第121号	○			○	□	□
三豊証券株式会社	金融商品取引業者 四国財務局長（金商）第7号	○				□	□
アイザワ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第3283号	○	○		○	※1	※1
ひろぎん証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長（金商）第20号	○				※2	※2

●その他にもお取扱いを行っている販売会社がある場合があります。
また、上記の販売会社は今後変更となる場合があるため、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

※1 新規募集の取扱いおよび販売業務を行っておりません。
※2 2025年1月16日より開始

（原則、金融機関コード順）